

徳島県告示第五百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

301	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		久尾穴喰浦	海部郡海陽町久保字北田三二 番七から 同 番三地先まで	一五〇・九	令和五年十二月二十六日